

令和5年度予算編成方針

1. 現状と基本方針

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻、気候変動問題など、日本を取り巻く環境に大きな変化が生じるとともに、国内においてはコロナ禍からの回復の足取りが依然として脆弱な中での輸入資源価格の高騰、更に進む人口減少・少子高齢化、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せているとし、このような社会課題の解決に向けた取り組み自体を成長戦略に位置づけ、官民が協力して重点的な投資と改革を中長期的かつ計画的に実施することにより、課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する「新しい資本主義」を起動することを掲げており、改革の重点投資分野として、「人への投資と分配」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップ（新規創業）への投資」、「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」の5項目のほか、少子化対策・こども政策、地域活性化の推進などに取り組むこととしている。

また、当面の経済財政運営について、今後も感染症の再拡大やウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格・物価の更なる高騰の可能性など予断を許さない状況が続くことを見込んだうえで、厳しい状況にある方々を全力で支援することで、コロナ禍からの社会経済活動の回復を確かなものとし、中長期的には、財政健全化目標に引き続き取り組むこととしつつも、持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的かつ大胆な重点投資を推進し、その際、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行うなど、経済あつての財政運営であり、経済の立て直しを優先することが明記されたことから、今後の国の動向や経済状況などに注視していく必要がある。

当市に目を向けると、人口減少に伴う市税の減少が予想されるほか、エネルギー価格などの物価高騰が公共施設の維持管理費を押し上げるなど財政運営に大きな影響を与えていることもあり、中期財政見通しにおいて、令和5年度から令和9年度まで毎年度収支不足の発生が見込まれていることから、引き続き厳しい財政運営が予想される。このような状況においても、感染症対策の継続のほか、将来の公債費の負担を考慮した上で、地域課題の解決に向けた事業展開による地域経済の活性化を図っていく必要がある。

令和5年度予算編成は、健全かつ持続可能な財政運営を基本として、今般の物価高騰等の影響に伴う収支不足の圧縮に最大限努めるとともに、より一層の危機感を持ち、市税等の自主財源のほか、留萌市応援寄附金や市外からの新たな財源の確保、全ての事業、施策について検証及び見直しに取り組むこととする。

2. 具体的な予算編成について

■ 基本的事項

・中期財政見通しにおいて、収支不足が発生する厳しい財政運営が予想される中、エネルギー価格の高騰や除雪経費の増加などの影響が見込まれていることから、歳入の確保を図るとともに、全ての事業において改めて検証及び見直しを実施すること。

・職員一人ひとりが前例に捉われることなく、一層の柔軟な発想と創意工夫により、下記重点政策に則した事業の実施や、国の「新しい資本主義」の重点投資分野におけるGXやDXの視点を取り入れた事業構築等に向けて、積極的に予算編成に取り組むこと。

・前年度当初予算だけに捉われることなく、令和3年度決算及び現年度予算の執行状況に基づく分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえ適正な予算額の計上に努めること。

・既存事業、新規事業を問わず、事業の目的を達成するための最善の方法は何か、最少の経費で最大の効果を生む方法であるかを十分検討すること。

・事務事業評価をもとに、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始から長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に徹底した見直しを行うこと。

・新型コロナウイルス感染症対策として中止された、事業及び会議、イベント等については、改めて必要性や効果等を検討し、廃止・休止等の見直しを行うこと。

・DXの推進にあたり、自治体情報システムの標準化等に向け、既存システムの更新時期に見合った移行手段や導入による効果等について精査すること。

・予算編成については、年間の財源の見通しを得た上で行うこと。ただし、財源の確保が困難になるなど、中期財政計画と大きな乖離が発生した場合や地方財政措置が大きく変更となった場合においては、予算の執行段階において一部の経費について執行を停止することがある。

■ 重点政策

令和5年度においては、第6次総合計画、総合戦略など市の方針を示した各計画の主旨を踏まえたうえで、次の項目についても考慮することとする。

- ① 市民の生活力の向上
- ② 稼げる留萌への基盤づくり
- ③ 市民の安心の実現

■ 個別事項

歳入に関する事項

歳入の計上は、各科目を通じ過大な見積りをする事なく、適正な財源を計上すること。特に、国、道の施策や補助金の見直し等、財政措置の変更について十分注意すること。

令和3年度一般会計決算で市税及び市税外収入における収入未済額は、令和2年度と比較して約1,500万円減少したものの、合計で6,100万円を超えており、このことは市民の行政運営に対する強い不信感を招くものであることから、負担の公平という観点からも徹底した収納対策の強化を図り、全力で財源の確保に取り組むこと。

特に、非強制徴収公債権や私法上の債権については、債権管理条例に基づき支払の督促や裁判上の手続きによる強制執行などを行うとともに、債務者の実情に応じ、履行延期の特約や徴収停止などの適切な措置を行い、漫然と時効まで滞納状況を放置することのないようにすること。

・ 市税

制度改正、地域経済の情勢等を見極め、税負担の公平を期するための課税客体的な的確な捕捉を行い、過大、過少にならないよう的確に見積もること。

また、徴収にあたっては、景気回復の実感が乏しく厳しい地域経済の状況ではあるが、公平性の観点からも収納率の向上に努めるとともに、さまざまな収納対策を講じ、全力で財源の確保に取り組むこと。

- ・ 地方交付税、地方譲与税、その他交付金

国の予算や地方財政計画などの情報を分析し、的確な予算を見積もること。

- ・ 分担金及び負担金、使用料及び手数料

住民負担の公平と受益者負担の原則から、行政サービスコストを再認識し、現行料金が合理的で適正なものとなっているかどうか絶えず分析し、料金の見直しが必要と判断したものは、その実施に向け取り進めること。

また、収納率が悪化しているものについては、数値目標を立て、達成に向け強制執行等も含め、全力で財源の確保に取り組むこと。

各種受益者負担金は、一般行政経費等の特定財源であり、その歳出予算の執行にあたっては、予算で計上した受益者負担金が全額収納されることが前提であることに留意すること。

- ・ 国、道支出金

制度改正に十分留意するとともに、既存制度や新制度の積極的な活用について検討し、特定財源の確保に努めるとともに、的確に予算を見積もること。

- ・ 財産収入

財産の現況を把握し、財産区分の適正化を図るとともに、遊休財産や貸付財産については、計画的に処分すること。また、財産の貸付けにあたっては適正な対価を徴するとともに、料金の見直しが必要と判断したものはその実施に向け取り進めながら、収納率の向上を図ること。

- ・ 寄附金

留萌市応援寄附金については、魅力的な特産品等のPRの推進を図り、交流人口や販路の拡大により地域経済への波及効果を促しながら、積極的に収入の増加を図ること。

- ・ 繰入金

毎年度同様の基金運用にとらわれず、各種基金を原資に、基金の目的や市民善意（寄附）の意思に沿った活用を検討すること。

- ・ 諸収入

受益者負担の原則に立つものは現行料金が合理的で適正なものとなっているか

どうか絶えず分析し、料金の見直しが必要と判断したものは、その実施に向け取り進めること。また、恒常的に雑収入として収納しているものについては、新たに予算科目を設定（決算書に準じる。）し、予算を見積もること。

滞納となっている料金等については、債権管理条例に基づく支払の督促や裁判上の手続きによる強制執行なども含め、適切な債権管理に努めること。

また、広報誌や封筒、新たな媒体を活用した広告料収入など、歳出予算を確保するための新たな財源も常に検討すること。

・ 市債

投資事業の財源とする市債の年度内発行額については、中期財政計画における財政規律（基準）を考慮した8億円以内を目安とし、各事業債の充当率は、本来充当率とするほか、過疎対策事業債（ソフト分）についても1億円を目安として財源とすること。

なお、中期財政計画期間内におけるベースとなる市債発行総額は45億円以内を目安としているものである。

歳出に関する事項

経費を6分類として予算編成するので留意すること。

また、各施策の検討に当たっては、事務事業評価の結果を十分に検証し、各事業の継続の要否を判断するとともに、選択と集中により効率的な予算計上に努め、予算流用や不用額が生じないよう的確に見積もること。

分 類	内 容
義務的経費	職員給与費、会計年度任用職員報酬等、扶助費、公債費
一般行政経費	義務的経費、投資的経費、補助金・助成金等、臨時的政策経費、繰出金等以外の全ての経費 (委員等報酬・一般施策経費・事務的経費・協議会等負担金・施設等維持管理費・車両等維持管理費・その他に分類)
投資的経費	資本形成を目的とした支出（百万円以上の備品購入費、補助金、債務負担行為によるものも含む。）
補助金・助成金等	個人や団体等に交付する現金的給付
臨時的政策経費	単年度若しくは期限が設定されている事務事業に要する経費
繰出金等	特別会計繰出金、一部事務組合負担金等

① 義務的経費

・ 職員給与費

現行の定員適正化計画に沿った職員数及び、国家公務員の給与改定に準じて見積ること。

時間外勤務手当においては、年間の事務事業処理計画を立て、業務効率の向上などにより縮減に努め、本俸の7%相当額の予算計上とする。

・ 会計年度任用職員報酬等

正職員と会計年度任用職員の定数管理を明らかにするとともに、人数は前年度以内を原則とし、また、業務内容に則した人員配置等について、総務課と協議すること。

・ 扶助費

国や道の制度改正に十分留意するとともに、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招かぬよう的確に見積もること。

・ 公債費

長期金利の動向に留意し、的確に見積もること。

一時借入金については、基金残高、金利の動向等を考慮し、的確に見積もること。

② 一般行政経費

枠配分による予算要求を原則とするが、物価高騰等により配分超過が予想されるため、前例踏襲の予算とならないよう留意し、仕様の見直しや省力化による経費節減、老朽化が進む施設そのものの存在意義を再検証するとともに、個別施設計画に基づいた必要な修繕を計画的に行うなど、経費圧縮に最大限努めるとともにデジタル化への対応についても検討すること。

また、感染症対策経費については、在庫等を確認し適切に予算要求すること。

なお、前年度予算との増減、事業効率や効果、今後の方向性の確認を中心に財務課において全件査定を実施する。

③ 投資的経費、補助金・助成金等、臨時的政策経費

上記3分類については、事務事業評価により優先順位や実施の可否、事業年度、事業費を決定しながら、第6次総合計画に基づき事業展開すること。

投資的経費については、中期財政計画の中で設定している財政規律（基準）を考慮し、市債の発行額 8 億円以内を目安とした事業予算規模とすること。

補助金・助成金等については「補助金等に関する見直しガイドライン」に基づき、ゼロベースから所管としての必要性や見直し策及び積算根拠を明確にした要求とすること。

臨時的政策経費については、事務事業評価により重点政策に沿った事業を優先し実施すること。

上記 3 分類に充当する一般財源の総額は、中期財政見通しにおける一般財源の範囲での予算計上とし、令和 5 年度以降に予想される収支不足の圧縮を図るため、実施する事業の見直しを最大限反映しつつ、過疎対策事業債（ソフト分）、留萌市応援寄附金や各種基金を財源として事業展開をできることとするが、今後示される地方財政計画の内容によっては変更する場合がある。

④ 繰出金等

特別会計繰出金及び一部事務組合負担金に係る一般行政経費に見合う経費についても改めて検証及び見直しを実施し見積もること。

なお、一部事務組合において新規の負担が発生する場合は、特に、その事務事業の実施方法について、初期投資等だけで判断するのではなく、運営及び維持管理におけるコスト等についても十分に精査し、最善の実施方法によりの確に見積もること。

特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計においては、収支の改善及び安定化を図り、一般会計からの繰入の縮小に最大限努めること。

企業会計においても「独立採算」の基本原則のもと、収支の改善及び安定化を図り、一般会計からの繰入の縮小に最大限努めること。

また、各会計職員の令和 5 年 4 月 1 日予算定員については、定員適正化計画などに沿った人員配置を基本とし、一般会計と連携を図ること。

なお、サービスの拡大や新たな政策的事業の展開などについては、安易に一般会計に財源補てん目的の繰出しを求めることのないよう、各会計が収支への影響など十分検討するとともに、新たに資金不足が発生しないよう経営の健全化に全力で取り組むこと。

3. おわりに

予算編成においては、市民のニーズを日々感じながら事業を推進している担当部局が果たす役割は極めて重要であり、多様化・複雑化する行政課題にしっかりと向き合い、将来を見据え市にとって真にどの様な事業が必要なのか、再構築できる事業はないのかを問い続けながら、効果的・効率的な施策事業に磨き上げ、限られた経営資源を集中的かつ効果的に配分していくことが求められている。

職員一人ひとりが柔軟な発想や既存の制度に捉われない新たな視点を持ち、歳入を意識した施策の展開を図りながら、稼げる留萌への基盤づくりをより一層推進し、市民の生活力の向上や安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組みを進めていくことを強く期待する。